

婚外子差別に No! 電話相談 2024



042-527-7870

1月4日 7月4日
2月1日 8月1日
3月7日 9月5日
4月4日
5月2日 11月7日
6月6日 12月5日

※女性差別撤廃委員会
日本審査の関係で
10月はお休みします。

※電話通話料のみご負担ください。

〈電話相談は無料です〉

毎月第1木曜日 午後2時～8時

親が結婚しているかいないかで、子どもを「嫡出子」「嫡出でない子」と法制度で区分けするのは、人権侵害です。子どもはみな平等です。婚外子への差別はほとんどの国でなくなり、区別なく「子」とすることが当然になっています。

日本では婚外子への差別制度が維持されているために、婚外子やその母たちは、偏見の目で見られ、嫌がらせを受けて、職場や住居から追われています。

今年は国連女性差別撤廃委員会の日本審査が行われます。私たちは、この日本審査に行き、婚外子やそのお母さんたちへの差別や出生届や戸籍の差別について訴えていきたいと思えます。

「婚外子差別にNo! 電話相談」も、今年で丸12年になります。差別のことや不快な思い、体験されたことなど、ぜひお聞かせください。わからないことや日々の思いなども、お気軽にお電話ください!!

婚外子ということで受けた不快な思いや、いやな思いなどお話を聞かせください!

出生届・「嫡出でない子」の欄にチェックせずに出したい。
→チェックしないで受理される方法があります。お電話ください!

事実婚での困ったことや悩みなどお聞かせください。

子の氏を父の氏に変更しても、親権は母のままで大丈夫!
→家裁の窓口で変更と言われなくても、変更しないで大丈夫です。



婚外子の戸籍の続柄(つづきがら)は、長女・長男式に変わりました。2004年10月以前に戸籍が作られた婚外子の続柄は、申し出ることによって、女・男から長女・長男式に直せます。申出の前に、お電話ください!

戸籍の続柄を変更したのに、前の記載が残っている!
→前の記載を消せます。ぜひ、お電話ください。

主催 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

問合先 Eメール kouryu2-kai@ac.auone-net.jp

取次先 FAX & 電話 0422-90-3698 (留守電対応)

※私たちは婚外子差別の撤廃と、結婚せずに子どもを産んでも差別されない社会を求め35年余運動してきた市民団体です。